

契約のコピーは、その付属書類も伴って、扶養義務者に対しても同様に発せられる。

〇〇は、

- －この契約に規定された条件を受諾し、
- －さらに、この契約に結びついた内部規則を認知したことを宣言する。

Givors の〇〇において

入所者のサイン

あるいはその法的代理人のサイン

施設長のサイン：

滞在の条件
所内規則

Unité de soins de longue durée
あるいは Maison de retraite (医学的治療棟) について

この文書は、個々人の権利と自由の尊重の下で、施設の組織及び機能に関する一般的かつ永続的な規制を定める。

この文書は、〇〇〇〇年〇月〇日、Le maison de retraite が所属する Givors 病院センターの理事会において採択された。

この文書は以下のことを定める：

I - 総則

1. 1 - 施設の法的制度
1. 2 - 施設の設計 - 生活の設計
1. 3 - 受入れられる方々
1. 4 - 許可
1. 5 - 部屋
1. 6 - その他の場所

II - 生活条件

2. 1 - 入所者の権利と義務
2. 2 - 集団生活の調和とよき機能
2. 3 - 施設会議
2. 4 - 医学的監視と治療
2. 5 - 集団生活
 2. 5. 1 - 食事
 2. 5. 2 - 郵便
 2. 5. 3 - 余暇
 2. 5. 4 - 訪問、家族及び友人との関係
2. 6 - 生活の衛生面
2. 7 - 安全
2. 8 - 施設へのアクセス - 駐車

I - 一般規定

1. 1 - 施設の法的制度

Unité de Soins de Longue Durée 及び Maison de Retraite は、Givors 病院センターに付属する組織であり、それ自体、理事会と施設長によって運営される公的医療施設である。

Unité de Soins de Longue Durée には 53 のベッドがある。

Maison de retraite には医学的治療の行われる 24 のベッドがある。

施設は、社会扶助の受給者及び／あるいは個人的自立手当 (allocation personnalisée

d'autonomie) の受給者を受け入れる資格を与られている。

Unité de Soins de Longue Durée 及び Maison de Retraite は、住居手当の付与に関する規範を遵守する。

1. 2 - 施設的设计 - 生活的设计

Unité de Soins de Longue Durée 及び Maison de Retraite は、その日常生活において高齢者に付き添い、高齢者のニーズに可能な限り応えることを使命とする。

Unité de Soins de Longue Durée は、生活の自立性を失い、恒常的な医学的監視を必要としている人を受け入れる。

Maison de Retraite - 医学的治療棟 - は、生活の中の通常の行為のみについて能力を失い、身体的あるいは精神的疾病が安定した状況に達しており、維持療法及び医学的監視、さらに準医療的な治療を必要としている人を受け入れる。

施設は、実施する全ての活動において、入所者個人々の可能な限り最も高い水準の自立を維持するよう努める。こうした考えから、職員は、入所者に代替したり、入所者と「交替したり」するよりも、日常生活の主要な行動を入所者が達成するのを助ける。

目標は、入所者がその部屋に、出来る限り長期にわたって留まることである。この原則は、入所者がその主導によって任意で施設を立ち去る可能性や、入所契約において指摘された契約解除のケースを否定しない。

1. 3 - 受け入れられる人

施設は、一人あるいはカップルの入所者を受け入れる。

この郡 (Canton) 出身者は、優先的に受け入れられる。優先的な許可が、MGEN の所属者について (2 ベッド)、及び ARCIL 所属者について (3 ベッド) 契約によって合意され得る。

1. 4 - 許可

許可は定められた手続に従って行われる。

施設への入所許可を望む者は全て、施設事務局に対して、施設への事前の訪問を行うことを要求できる。

入所許可を望む者の自立性を、対象者の主治医によって設定された、法規にかなった方法論 (AGGIR) を基礎として個別的に評価するという観点から、調整役の医師及び部門長 (Chef de service) は、Unité de Soins de Longue Durée あるいは医学的治療棟への高齢者の入所許可について意見を述べることができる。

続いて、施設長が許可を発表する。

部屋への到着の日程は、共通の合意によって決定される。

入所者がこの日程よりも遅く到着することとした場合でも、この日程が請求書の開始日となる。

入所日に作成される、許可に関する管理書類は、以下のものを含む：

- 民事的身分に関する個人的書類
- 社会保障カード及び共済カード (当該高齢者が加入している場合)
- 存在する場合には、個人的な民事責任保険の証書の写し
- 存在する場合には、個人的な財・物品保険の証書の写し
- 社会扶助、個人的自立手当、住居手当の申請書類の場合、資産を証明する書類

1. 5 一部屋

部屋は、施設によって家具を備え付けられているものとする。但し、部屋を個人の好みに合わせるために、健康状態、割り充てられた面積、入所者、職員、受け入れられた訪問者といった者の安全と両立するようなやり方で個人的な物品や家具を持ち込むことが可能であるし、また勧められる。

工事の実施のために、部屋の一時的な明け渡しが必要となった場合には、関係する入所者個人々人に対して管理人が情報提供を行うが、当該入所者がそれに異議を申し立てることはできない。この場合施設長は、工事の期間にわたって高齢者に対して、そのニーズに応える条件の下で、新たな部屋を与えることを義務づけられる。

1. 6 その他の場

II 生活条件

2. 1 入所者の権利と義務

施設への受入れ及び滞在は、要介護状態にある高齢者の権利及び自由の憲章によって決められた諸原則及び諸価値と結びつく。

入所者は、その根本的な諸々の自由の尊重を求める権利を有する。この自由の尊重に伴い；

－職員

－外部からの参加者

－他の入所者

を入所者も尊重するものとする。

この根本的自由とは、以下のものである；

－個人的な生活の尊重

－思想の自由

－信仰の自由

－情報に関する権利

－移動の自由（医学的指示に反しない限り）

－訪問を受ける自由

2. 2 集団生活の調和と円滑な運営

集団生活の調和と円滑な運営は、行動に関するいくつかの規制の遵守を前提とする：

－集団生活及び各自の権利・自由の遵守は、より快適な生活をもたらす態度を意味している：すなわち、思いやり、礼儀正しさ、丁寧さ、和やかさ、連帯、といった態度である。

－個人が、自由に外出することができる。不在の場合には、不安を回避し施設の運営を組織するために、不在の情報が看護師あるいは秘書に伝えられることになる。

－訪問者は、12時から20時まで歓迎される。訪問は、前もって施設に予告するという条件の下で、上記の時間帯以外にも同様に可能である。但し、訪問者は施設の平穏さを乱してはならず、施設運営を妨げてはならない。

－アルコール飲料の濫用は禁止される。

－ラジオ、テレビといった機械、あるいはその他全ての音声システムを使用した機械の利用は、控えめになされることとなる。聴覚に困難を抱える場合には、イヤホンの着用が求められる。

－ジャーナリスト、写真家、セールスマン、外交員は、施設長の事前の意見なしには入所者を訪問することができない。

2. 3－施設会議

1991年12月31日のn91.1415デクレに従い、入所者、家族、従業員、管理組織の意見表明の機関である施設会議が設置される。

この会議は、施設における生活におけるあらゆる問題に関する諮問的な組織である。

会議は、以下の者の代表者によって構成される：

- －入所者
- －家族
- －従業員
- －管理組織
- －Givors市

代表者の氏名は、掲示の手段によって入所者に告知される。

施設会議は、定期的に再編される。

2. 4－医学的監視と治療

施設は、24時間体制での以下の業務を担保する：病気の場合の呼出し、夜間の看護

2. 5－集団生活

集団生活のために、組織の一般的な規制の遵守が義務づけられる。

2. 5. 1－食事

食事は、食堂、あるいは高齢者の健康上の理由がある場合にはその者の部屋で、以下の時刻に提供される：

- －朝食： 8時から9時
- －昼食： 11時45分から13時
- －おやつ： 15時から16時
- －夕食： 18時から19時

食事を取らない場合にはその都度、前日夜に食事係にその旨が告知されなければならない。

両親あるいは友人を昼食あるいは夕食に招待する場合には、遅くとも前日夜までに、係の看護師あるいは秘書に対して、その旨が告知されなければならない。

「訪問者用の」食事の価格は、毎年、病院センターの理事会で決定される。この規制は、受入事務所において行われる。

2. 5. 2－郵便

郵便は毎日分配される。

郵便を送る場合には、職員に預けることができる。郵便の収集は、15時30に行われる。

2. 5. 3－余暇

季節ごとに複数回（週末を含む）、集団での活動や集まりが提案される。ここには、

全ての入所者が参加の招待を受ける。

2. 5. 4－訪問、家族及び友人との関係

できる限り頻繁に家族や友人と過ごすことが、施設滞在の良質性の根本的条件である。施設滞在中の全ての期間において、家族と施設との間の情報交換やコミュニケーションが維持されなければならない。このことは、場合によっては生じ得る入院期間についても同様である。入院が生じた場合には、家族は施設と共に親の退院を準備することが求められる。

2. 6－生活の衛生面

献立は、バランスの取れたものとなるように、栄養士によって作成される。

医学的な栄養食餌療法が処方されている場合にはこれが考慮される。

保存のきかない食料品であって、入所者の部屋に預けられていた可能性があるものは、当該高齢者あるいはその近隣の部屋の者、あるいは職員の監視下におかれる。

入所者及びその近親者にとって満足のいくような身体の衛生状態が取り入れられる。

2. 7－安全

施設は、入所者の自由という限界の中で入所者自身、入所者が所有する財、施設が所有する財の安全を最もよく担保するための手段を実施する。

設備は、その目的と異なった態様で利用されてはならない。

設備のあらゆる不具合は、通知されなければならない、人または物の安全確保が可能となるような処置を除き、通知の前に処置が行われてはならない。

人あるいは財に対して損害を与えるような事実を確認した者は、適当な手段が採られるように、その重大さに応じて、施設の職員あるいは経営陣にその胸を通知しなければならない。

2. 7. 1－火災の予防

施設内の各部屋は、火災報知器及び適切な安全装置を備える。

火災の際の活動や人員の編成は、定期的に組織される。

安全のため、施設内での喫煙は許可されていないことを再度確認する。

2. 8－施設へのアクセス－駐車

タクシー、救急車、VSLによるアクセスは、施設の周辺の舗装された道路を利用して行われる。

乗用車の駐車は、施設によって作られた囲いの中で、予定されたパーキングにおいてなされる。乗用車は、注意深く施錠されていなければならない、施設は、破損や盗難の場合に責任を負わない。

現在の規制のあらゆる修正は、事前に施設会議の意見を受け、理事会の判断に委ねられた後、入所者に告知される。

私こと、以下に署名をする

〇〇 入所者、

あるいは △△、入所者である〇〇の法的代理人は、

この「滞在条件－所内規則」を確認したことを宣言する。

入所契約の付属書類

高齢者医療サービスーリネンサービス

入所者のリネン類について

入所者が快適に過ごせるよう、毎日取り替えることが望ましい。

施設によって提供されるリネン類は、以下のものである：

- ・シーツ、掛け布団、枕
- ・タオル、化粧用手袋（袋状タオル）
- ・テーブルタオル

氏名：

受入サービス：U.S.L.D. あるいは M.R. 部屋番号：

望ましいリネン類（入所者の習慣に従って変更できる）

加えた枚数を指摘して下さい：

パンツ

ブラジャー

シャツ/Tシャツ/アンダーシャツ

パジャマ

コルセット

ガウン、スカート、ズボン

ジョギングウェア

ブラウス、ワイシャツ、袖つきポロシャツ（ポリエステル/綿）

チョッキ、ベスト（ポリエステル/ウール 30%）

部屋用ガウン

ストッキング/靴下（組）

コート、レインコート

スリッパ（組）

靴（組）

ハンカチ

洗面所用品（櫛、ブラシ、歯ブラシ、入れ歯用品など）

● 入所者のリネンは、入所者の氏名、部屋番号、施設の名前を示すために、熱で付着するラベル付けをしますので、リネン室に提出されなければならない。

● 入所者の個人所有リネンは、「機械で」洗濯される。このため、取扱い方法を示したラベルを確認しておくことが望ましい。100%ウール、耐熱性のないもの、acrylique100%は避けて下さい。

無期労働契約 (1)

一方当事者－使用者

氏名_____

所在地_____

44100 NANTES

URSSAF 番号 :

他方当事者－労働者

氏名_____

44000 NANTES

社会保障番号 :

この無期契約は、個人たる使用者に雇用される労働者の全国協約 (la Convention Nationale des Salariés du Particulier Employeur) の規定に服する。この契約は合意され、以下のことを取り決めた、

契約開始日付 : 2004 年 1 月 2 日

試用期間 : この契約は、一ヶ月の試用期間の満了までは、終局的なものとはならない。試用期間は一度だけ更新可能である。この期間の間は、いずれの契約当事者によっても、賠償及び予告無しに解消され得る。

労働場所 :

仕事内容 : 生活の援助

レベル 3 - 税込み賃金 : 8.04 ユーロ - 有給休暇補償手当 税込みで 10% 割増

賃金のうち、Urssaf (社会保障・家族手当保険料徴収連合会) に支払う社会保険料、IRCEM の年金福利厚生金庫に支払う保険料、ASSEDIC (商工業雇用協会) の失業保険金庫に支払う保険料の部分は、賃金から控除され、当該組織に支払われる。使用者によって提供される現物での給付 (の費用) も、同様に賃金から控除される。

労働時間 : この契約にサインすることにより、労働者は月曜日から金曜日まで、10時から12時まで労働する。

交通費 : 労働者が使用者の明示的な要求に応じて自らの乗用車を利用する場合には、労働者は、職業上のリスクのための保険に加入し、保険の証明書類を使用者に提出することを

義務づけられる。場合によっては生じる追加的費用は、証明書類に基づいて使用者によって引き受けられる。労働者が、その労働時間内において自らの乗用車を、使用者の利益のために利用しなければならない場合には、労働者に、一キロメートルあたり 0.384 ユーロの手当が支払われる。

特別条項：労働者が、何らかの購入行為を行うために一定量の金銭を管理する場合には、会計ノートを作成が義務づけられる。このノートには、購入を証明する書類が全て添付されなければならない。

3部の写しを作成する、

2004年1月2日、ナントにて

使用者_____

労働者_____

無期労働契約 (2)

一方当事者－使用者

氏名 _____

所在地 _____

44000 NANTES

URSSAF 番号 :

他方当事者－労働者

氏名 _____

44000 NANTES

社会保障番号 :

この無期契約は、個人たる使用者に雇用される労働者の全国協約 (la Convention Nationale des Salariés du Particulier Employeur) の規定に服する。この契約は合意され、以下のことを取り決めた、

契約開始日付 : 2004 年 1 月 4 日

試用期間 : この契約は、一ヶ月の試用期間の満了までは、終局的なものとはならない。試用期間は一度だけ更新可能である。この期間の間は、いずれの契約当事者によっても、賠償及び予告無しに解消され得る。

労働場所 :

仕事内容 : 生活の援助

レベル 4 - 税込み賃金 : 8.08 ユーロ - 有給休暇補償手当 税込み 10%割増

賃金のうち、Urssaf (社会保障・家族手当保険料徴収連合会) に支払う社会保険料、IRCEM の福利厚生年金金庫に支払う保険料、ASSEDIC (商工業雇用協会) の失業保険金庫に支払う保険料の部分は、賃金から控除され、当該組織に支払われる。使用者によって提供される現物での給付 (の費用) も、同様に賃金から控除される。

労働時間 : この契約にサインすることにより、労働者は、最低でも以下の時間、勤務する。
- 午前 8 時から 14 時までの時間帯で土曜日に 2 回 賃金支払い対象労働時間数 5 時間 30 分
- 午後 14 時から 20 時の時間帯で 4 回 賃金支払い対象労働時間数 5 時間 30 分
- 夜 20 時から 8 時まで時間帯で 3 回 賃金支払い対象労働時間数 8 時間
日曜日の勤務が要求され得る。

交通費：労働者が使用者の明示的な要求に応じて自らの乗用車を利用する場合には、労働者は、職業上のリスクのための保険に加入し、保険の証明書類を使用者に提出することを義務づけられる。場合によっては生じる追加的費用は、証明書類に基づいて使用者によって引き受けられる。労働者が、その労働時間内において自らの乗用車を、使用者の利益のために利用しなければならない場合には、労働者に、一キロメートルあたり 0.384 ユーロの手当が支払われる。

特別条項：労働者が、何らかの購入行為を行うために一定量の金銭を管理する場合には、会計ノートの作成が義務づけられる。このノートには、購入を証明する書類が全て添付されなければならない。

3部の写しを作成する、

2004年1月4日、ナントにて

使用者 _____

労働者 _____

無期労働契約 (3)

一方当事者－使用者

氏名 _____

所在地 _____

44300 NANTES

URSSAF 番号 :

他方当事者－労働者

氏名 _____

44100 NANTES

社会保障番号 :

この無期契約は、個人たる使用者に雇用される労働者の全国協約 (la Convention Nationale des Salariés du Particulier Employeur) の規定に服する。この契約は合意され、以下のことを取り決めた、

契約開始日付 : 2004 年 11 月 9 日

試用期間 : この契約は、一ヶ月の試用期間の満了までは、終局的なものとはならない。試用期間は一度だけ更新可能である。この期間の間は、いずれの契約当事者によっても、賠償及び予告無しに解消され得る。

労働場所 :

仕事内容 : 生活の援助

レベル 3 - 税込み賃金 : 8.04 ユーロ - 有給休暇補償手当 税込み 10%割増

賃金のうち、Urssaf (社会保障・家族手当保険料徴収連合会) に支払う社会保険料、IRCEM の年金福利厚生金庫に支払う保険料、ASSEDIC (商工業雇用協会) の失業保険金庫に支払う保険料の部分は、賃金から控除され、当該組織に支払われる。使用者によって提供される現物での給付 (の費用) も、同様に賃金から控除される。

労働時間 : この契約にサインした場合、労働者は月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の 16 時 30 分から 19 時まで勤務する。

一ヶ月 54 時間の月極めとする。

交通費 : 労働者が使用者の明示的な要求に応じて自らの乗用車を利用する場合には、労働

者は、職業上のリスクのための保険に加入し、保険の証明書類を使用者に提出することを義務づけられる。場合によっては生じる追加的費用は、証明書類に基づいて使用者によって引き受けられる。労働者が、その労働時間内において自らの乗用車を、使用者の利益のために利用しなければならない場合には、労働者に、一キロメートルあたり 0.384 ユーロの手当が支払われる。

特別条項：労働者が、何らかの購入行為を行うために一定量の金銭を管理する場合には、会計ノートを作成が義務づけられる。このノートには、購入を証明する書類が全て添付されなければならない。

3 部の写しを作成する、

2004 年 11 月 9 日、ナントにて

使用者 _____

労働者 _____

有期労働契約

一方当事者－使用者

氏名_____

所在地_____

44000 NANTES

URSSAF 番号 :

他方当事者－労働者

氏名_____

44800 SAINT HERBLAIN

社会保障番号 :

この有期契約は、個人たる使用者に雇用される労働者の全国協約（la Convention Nationale des Salariés du Particulier Employeur）の規定に服する。この契約は合意され、以下のことを取り決めた、

契約開始日 : 04/01/2005 契約終了日 : 17/01/2005

試用期間 : この契約は、一週間の試用期間の満了までは、終局的なものとはならない。この期間の間は、いずれの契約当事者によっても、賠償及び予告無しに解消され得る。

労働場所 :

仕事内容 : 生活の援助

レベル3－税込み賃金 : 8.04 ユーロ－(有給休暇補償手当として)10%割増－(不安定雇用手当として)10%割増

賃金のうち、Urssaf (社会保障・家族手当保険料徴収連合会) に支払う社会保険料、IRCEM の年金福利厚生金庫に支払う保険料、ASSEDIC (商工業雇用協会) の失業保険金庫に支払う保険料の部分は、賃金から控除され、当該組織に支払われる。使用者によって提供される現物での給付 (の費用) も、同様に賃金から控除される。

労働時間 : この契約にサインした場合、労働者は 4/01 以降 15/01/05 まで、8時から 14時まで労働する。

交通費 : 労働者が使用者の明示的な要求に応じて自らの乗用車を利用する場合には、労働者は、職業上のリスクのための保険に加入し、保険の証明書類を使用者に提出することを

義務づけられる。場合によっては生じる追加的費用は、証明書類に基づいて使用者によって引き受けられる。使用者はこの時、一キロメートルあたり 0.384 ユーロの手当を支払う。

特別条項：労働者が、何らかの購入行為を行うために一定量の金銭を管理する場合には、会計ノートを作成が義務づけられる。このノートには、購入を証明する書類が全て添付されなければならない。

本有期契約は、本来の労働者(女性)の疾病による休業を理由として、それに代替する者を雇用することを目的とする。

3部の写しを作成する、

2005年1月4日、ナントにて

使用者 _____

労働者 _____

第6章 スウェーデンにおける福祉サービス利用関係の法的検討

(中野妙子)

スウェーデンに関しては、2003年2月の現地調査にて、2件の聞き取り調査を行った。まず、ストックホルム市の高齢者オンブズマン (Stadsledningskontoret Stockholms stad, Äldreombudsman) である、Ulla Johansson氏である。氏には、高齢者福祉のサービス決定・提供過程における利用者保護、不服申し立て制度について、話を伺った。もう一件は、ストックホルム市内の行政区であるマリア・ガムラスタン区の区役所 (Maria-Gamla Stan Stadsdelsförvaltning) を訪問し、高齢者福祉の担当職員 (Biståndshandläggare) である Marie Arouni氏および Agneta Birol氏にインタビューを行った。両氏には、サービス決定および提供に関する実務の詳細について伺った。

また、2004年2月に、新たにルンド市にて聞き取り調査を行った。ルンド市の看護・介護局に勤務するソーシャルワーカーの Anne Sögaard氏から、ルンド市における高齢者福祉のサービス決定および提供過程の実務について話を伺った。ルンド市では合わせて Österbo 老人ホームを訪問し、Lena Almroth-Andersson氏に福祉施設でのサービスの現状を伺うとともに、実際に提供されている施設サービスを見学した。

以下では、以上4件の聞き取り調査、および資料収集・調査によって得た情報に基づき、スウェーデンの高齢者福祉サービス利用契約についての調査報告をまとめることとする。

1. スウェーデンの高齢者福祉の概要

スウェーデンの高齢者福祉は、アルコールおよび薬物依存患者の保護、保育を除く児童福祉、ならびに障害者福祉とともに、社会サービスの一部門を形成している。以下ではまず、社会サービス法の規定を中心に、スウェーデンの社会サービスおよび高齢者福祉の仕組みを概観する。

(1) コミューンの社会サービス提供義務

(i) スウェーデンでは、社会サービス法 (SFS2001:453, Socialtjänstlag, 一般に SoL と略称される)⁵⁴ 章1条により、基礎的自治体であるコミューン (primärkommun、通常は kommun と省略される)⁵⁵が各管轄領域内での社会サービス提供義務を負っている。こ

⁵⁴ 旧社会サービス法 (SFS1980:620, Socialtjänstlag, 一般に SoL と省略される) は、2002年1月1日に廃止された。今日では、新しい社会サービス法 (SFS2001:453, Socialtjänstlag) が施行されている。以下では、社会サービス法の条文に言及するときには、特段の断りのない限り新法の条文を示す。「旧社会サービス法」または「旧 SoL」と言った場合は、2001年以前の社会サービス法を指す。

⁵⁵ コミューンは、全国に289存在する。コミューンは、社会サービス (高齢者福祉、障害者福祉、生活保護等) の他に、教育、都市計画、住宅政策、電力・ガス・上下水道など住民に身近なサービスの責務を負っている。スウェーデンの地方自治体には、コミューンの他に、広域自治体であるランスティング (landstingskommun、通常は landsting と省略され

の規定によって、社会サービスは、個別法によってコミューンに義務付けられた事務となっている。

社会サービス法 (SoL) は、いわゆる「枠組み法」である。枠組み法 (ramlag) とは、非常に詳細に地方自治体の事務およびその組織形態の双方を規定する法律に対し、主として目的や方針といった単なる枠組みのみを定める法律を指す。枠組み法によって課される責務の遂行に際しては、地方自治体に大きな裁量の余地が与えられる。また、社会事情の変化に対する迅速な対応を可能にすることも、枠組み法の目的である⁵⁶。

したがって、コミューンは、社会サービス法 (SoL) が定める枠の中で、各地域の条件に応じたサービスを提供する広い裁量を有する。社会サービス法 (SoL) によって特別な責務が強制的に規定されている場合にのみ、コミューンの裁量は制限される。そのような強制的な規定の例としては、生計扶助受給権に関する規定 (SoL4 章 1 条) や青少年および児童の保護に関する規定が挙げられる⁵⁷。

(ii) コミューンは、当該コミューンに滞在する者が必要とする扶助および援助について、最終的な責任を負う (SoL2 章 2 条 1 段)。通常は、ある者が居住するコミューン (居住コミューン、hemkommun) と滞在するコミューン (滞在先コミューン、vistelsekommun) は一致するので、問題は生じない。しかし、ある者が居住コミューン以外のコミューンに滞在中に社会サービスへの需要が生じた場合には、滞在先のコミューンが必要な援助の提供に最終的責任を負う。

コミューンが負う「最終的責任」(yttersta ansvaret) は、他のサービス提供主体が負う責任を縮小するものではない (同条 2 段)。他のサービス提供主体の責任としては、例えば、保健医療サービスにおけるランスティングの責任、犯罪者更正制度における国家の責任などが念頭に置かれている。しかし、この「最終的責任」は、他のサービス提供主体が必要なサービスを個人に与えるのを待つ間、コミューンが措置を講じなければならないことを導く⁵⁸。

(iii) コミューンの社会サービスに関する責務は、コミューン議会が定める一つまたは複数の委員会によって遂行される (SoL 法 2 章 4 条)。コミューンが社会サービスのため

る) が存在する。ランスティングは、保健医療サービスの他に、地域・交通計画、高等・専門教育など、広域的な視野からの施策展開を必要とする業務を所管している。ランスティングは現在 20 存在し、さらにランスティングの機能を持つコミューンとしてゴットランドが存在する。コミューンとランスティングの関係は、日本の市町村と都道府県の関係と異なり、上下関係にはない。このような日本の地方自治体との違いを踏まえた上で、本稿では、現地調査に訪れたストックホルムおよびルンドの両コミューンを便宜上、「ストックホルム市」「ルンド市」と表記することとする。スウェーデンの地方自治制度の現状については、藤井威『スウェーデン・スペシャル(III)福祉国家における地方自治』(新評論、2003年) 8-10 頁参照。

⁵⁶ アグネ・グスタフソン著、岡沢憲英監修、穴見明訳『スウェーデンの地方自治』(早稲田大学出版部、2000年)101頁、; Jan Sahlin, Hälso- och sjukvårdslagen, Sjätte upplagan, 2000, s 24.

⁵⁷ Carl Norström och Anders Thunved, Nya Sociallagarna, sjuttonde upplagan, 2004 (以下 C. Norström m.m., Nya sociallagarna として引用), s 31.

⁵⁸ C. Norström m.m., Nya sociallagarna, s 31-33.

に設置する委員会を、社会サービス法 (SoL) では、社会福祉委員会 (socialnämnd) と呼んでいる (同条 2 段)。

ただし、社会福祉委員会という名称の具体的な委員会の設置が、コミュニティに義務付けられているわけではない。コミュニティは、必要に応じて、社会サービスのために適切な委員会組織を形成する裁量を有する。したがって、例えば、社会サービスと保健医療サービスの双方に責任を負う高齢者・障害者委員会という特別な委員会を設置することも可能である。また、コミュニティ内をいくつかの区域に分割して、それぞれの区域ごとに特別な委員会を設置することもできる⁵⁹。

(2) 他の主体に対するコミュニティの責務の委託

コミュニティが社会サービスに対して負う責任は、他の主体が社会サービスに責務を負うことを妨げない⁶⁰。コミュニティは、社会サービスにおけるコミュニティの責務の遂行を、契約によって、他の主体に委任することができる (SoL2 章 5 条)。他の主体とは、株式会社、組合、協同組合、財団法人または個人などの民間主体の他に、他のコミュニティを指す。

ただし、民間の主体に対しては、権限行使を含む責務を委任することはできない (同条第 3 文)。「権限行使」とは、個人の利益、権利、義務、処罰、またはこれらに類する事柄について決定する権限の行使と、一般に定義されている。社会サービスにおける権限行使の例としては、「青少年のケアに関する特別規定を伴う法律」(SFS1990:52, Lag med särskilda bestämmelser om vård av unga, 一般に「LVU」と省略される)、および「濫用者に対する一定のケアに関する法律」(SFS1988:870, Lag om vård av missbrukare i vissa fall, 一般に「LVM」と省略される)による強制的措置、児童の父子関係の認定、社会サービスの利用料の決定などが挙げられる。

したがって、社会サービス法 (SoL) は、民間主体がサービスのための特別な住宅 (SoL7 章 1 条) を運営することを認めている。民間主体との施設サービス運営の委託契約は、コミュニティが設置した特別な住宅の運営を民間に委託することによって、または、コミュニティの社会福祉委員会が民間の福祉施設に利用者を入居させることによって、発生しうる。

一方で、他のコミュニティに対しては、権限行使を含む社会サービスの責務を委任することができる。ただし、コミュニティの「最終的責任」も、他のコミュニティを含めいかなる主体に対しても委任されてはならない⁶¹。

(3) 社会サービスの受給権

① 現行規定

社会サービス法 (SoL) では、個人が社会的援助を受ける権利が、特別な章 (SoL4 章) に規定されている。すなわち、同法 4 章 1 条 1 段によれば、「自身のニーズを自分では達成することができない、またはその他の方法によってニーズを達成することができない者

⁵⁹ C. Norström m.m., Nya sociallångarna, s 38.

⁶⁰ C. Norström m.m., Nya sociallångarna, s 31.

⁶¹ C. Norström m.m., Nya sociallångarna, s 41-43.

は、社会福祉委員会から、生計に対する援助（生計扶助（försörjningsstöd）⁶²およびその他の生活のための援助（その他の援助（annan bistånd））を受ける権利を有する」。

この規定は、個人に対し、労働能力の欠如、障害、老齢またはその他これに類する事情により社会からの援助を必要とする状況に陥った場合に、社会からの援助または扶助を受ける権利を保障する。「生計」とは、衣食住その他の生活費を賄うための資金を指す。「その他の生活のための援助」は、個人が正当な生活水準を維持しているかを判断する際に重要なその他の全ての要素を包括する。

ただし、社会サービス受給権は無条件のものではない。社会サービスを受ける前提として、個人は、自身のニーズを十分に充足する能力を欠くことが要求される。すなわち、個人が自身の能力を尽くした後に自身の生計のための援助を要求するのでなければ、社会的援助を受給することはできない。したがって、例えば、失業者が生計扶助を受給する場合、原則として、社会福祉委員会の指導のもとで積極的な求職活動を行い、適切な仕事を見つけた場合はそれを受け入れなければならない⁶³。

②社会サービス法の1997年改正

個人の社会サービス受給権の規定は、旧社会サービス法（SoL）の1997年改正（1998年1月施行）によって現在の形になった。1997年改正前の旧社会サービス法6条によれば、「個人は、そのニーズが他の方法によって充足されえないならば、生計およびその他の生活に対する援助を、社会福祉委員会から受ける権利を有」していた。1997年改正は、自身の生活に対する個人の責任を強調し、社会的援助（bistånd）の受給要件を厳格化することを目的として行われた。その背景には、社会サービス法による経済的援助、すなわち社会扶助（socialbidrag）の費用が増大し続けてきたという事情が挙げられる⁶⁴。

社会的援助の保障水準および目的については、1997年改正以前の旧法の規定がそのまま引き継がれた。すなわち、「個人は、この援助によって、正当な生活水準を保障されなければならない。この援助は、個人の自立した生活を営む可能性を強化するように構成されなければならない」と定められている（SoL4章1条2段）。ただし、1997年改正によって、社会的援助の内容および類型を詳細に規定する追加的規定が設けられた。具体的には、生計扶助が保障しなければならない費目が列挙され⁶⁵、その一部は全国統一の基準（riksnorm）によって算定されなければならない⁶⁶こととなっている（同法4章3条）⁶⁷。

⁶² 従前の社会扶助（socialbidrag）に相当する。

⁶³ C. Norström m.m., Nya sociallargarna, s 67f.

⁶⁴ Prop1996/97:124, s 75, 168.

⁶⁵ 例えば、日用品、衣服、余暇および娯楽、消耗品、保健衛生ならびに新聞、電話、テレビの費用（以上、SoL4章3条1段1号）、住居、光熱、通勤、家財保険、ならびに労働組合および失業金庫の加入にかかる費用（以上、SoL4章3条1段2号）を、生計扶助が保障しなければならない。

⁶⁶ SoL4章3条1段1号に列挙された費用は、全国統一基準で保障額を定めなければならない。前掲注（65）参照。

⁶⁷ 従来の社会扶助の支給額は、社会福祉庁が標準額を提示していたが、具体的な額はコミューンの条例に委ねられていた。都村敦子「家族政策・社会扶助・住宅手当等」丸尾直美・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障⑤スウェーデン』（東京大学出版会、1999年）202頁。

③新社会サービス法制定時の変更点

旧社会サービス法の 1997 年改正は、社会サービスによる「その他の援助」の内容を、ホームヘルプ・サービス、高齢者のための特別なケア付き住宅、および、障害者のための特別なサービス付き住宅に限定した（旧社会サービス法 6f 条）。1997 年改正法によれば、コミュニンは、生計扶助およびその他の援助以外にも、必要な場合にはその他の援助を提供することができる（同法 6g 条）⁶⁸。ただし、1997 年改正法の下では、生計扶助およびその他の援助に関するコミュニンの決定に対してのみ、行政不服訴訟（förvaltningsbesvär）⁶⁹が認められていた。そのため、旧法 6g 条に基づいてなされたサービスの決定に対しては、私人は、地方自治法（Kommunallag, KL と略称される）に基づき行政裁判所に「適法性の審査」（laglighetsprövning）を求めることしかできなかった⁷⁰。

この改正の背景には、「社会福祉委員会による個人のための措置は、当該個人の同意の下で構成および実施されなければならない」という旧社会サービス法 9 条の規定⁷¹によって、個人は措置に対する影響力を保障されるという考えが存在した。すなわち、サービスの決定時に、個人がより積極的な役割を果たすことが、前提となっていたのである。しかし、実際には、1997 年改正後、多くのコミュニンが、社会的援助に関する判断を厳格化した。これに伴い、コミュニン間および同一コミュニン内の職員間で、社会的援助に関する判断の差が広がった。また、生計扶助またはその他の援助に本来含まれるべきサービスを、旧法 6g 条による援助として決定され、個人が行政不服訴訟の権利を失う例も出た⁷²。

そこで、現行法である新社会サービス法（SoL）の制定時に、全ての者が、そのニーズに対する援助の権利を得るべきだという考えが述べられた。新法の法律案の提案理由によれば、青少年や、法律に列挙された以外の多様なサービスを必要とする者が、高齢者および障害者と同じ権利を得られない現状は正当ではない。社会サービス法（SoL）は、社会的な援助を必要とする者が、その必要なサービスを得られることを保障しなければならないというのが、提案理由の考えである。

この考えに基づき、「その他の援助」の内容を一定のサービスに制限する旧法 6f 条の規定は、新法では取り除かれた。どのような社会的グループに属するかにかかわらず、個人は、その生活を援助するための措置に対して受給権を有するというのが、新しい社会サービス法（SoL）の考えである⁷³。こうして、正当な生活水準を保つために個人が必要とし、かつ生計扶助に含まれない全ての援助が、「その他の援助」に含まれることとなった。また、この改正によって、原則として援助に関する全ての決定が、行政不服訴訟の対象となった⁷⁴。

⁶⁸ その例として、法律案では、保障水準を越える生計費の援助、青少年の保育に関する援助、アルコールまたは薬物乱用者のための援助などを挙げている。Prop1996/97:124, s 174.

⁶⁹ 行政不服訴訟および地方行政不服訴訟については、1 (7) で後述する。

⁷⁰ Eva Hammar, Carl Norström och Anders Thunved, *Socialrätt*, 2000, s 31.

⁷¹ 現行の社会サービス法（SoL）では、6 章 5 条が同様の内容を定めている。

⁷² prop2000/01:80, s 88f

⁷³ prop2000/01:80, s 90f.

⁷⁴ prop2000/01:80, s 92, 165